

陳情番号	件名
第 4 号	ホール付き児童文化会館建設について
受理年月日	
28.5.18	

陳情の趣旨
<p>相模原市は、平成18年3月20日に津久井町・相模湖町と合併し、平成19年3月11日に城山町・藤野町と合併し、人口70万人を超え、政令指定都市となり発展を続けています。</p> <p>しかし、近年、都市化され情報化された社会にあって、子どもたちを取り巻く状況はますます厳しさを増しています。今や青少年をめぐる事件が報道されない日は一日としてありません。相模原市においても、学級崩壊、不登校、非行など増加の一途をたどり、マスコミをにぎわすような事件も後を絶ちません。</p> <p>子どもたちの視点に立って環境を見てみますと、交通量の増加、広場の不足はもちろん、最近是不審者が多く、安心して子どもたちをのびのび遊ばせられない状況です。また、テレビ・ゲーム機・携帯電話・インターネットなど、他人とかわらなくてもすんでしまう環境の中で、子どもたちが自然に対する理解を深めたり、物事を科学的にとらえる経験をつくることも難しくなっています。人間はさまざまな体験と学習の積み重ねの中で、成長・発達をします。子どもの時期にこそ、そうした経験をたくさんしていくことが大切です。私たちは子どもが子どもらしく創造的に育つ環境をつくるために1991年から“ホール付き児童文化会館”建設の取り組みを続けています。(現在 署名3,830筆)</p> <p>私たちが必要と考える文化施設のイメージは、豊かな自然に囲まれた自由に遊べる広場、創造的な活動ができる芸術室・工作室、物事を正しく理解する力を身につける図書室・天体観測室、そして、演劇や音楽をはじめとする様々な文化芸術に触れ、感性を養い、また子ども自らも発表のできるホールなどが設置され、専門家による指導が適切に行われる多面的な子どもの文化が促進できる総合施設です。創造することの喜びを知り、また遊びを通して仲間づくりができる環境を子どもたちに届けるために大人として願わずにはられません。</p> <p>相模原の町で育った子どもたちにとって、相模原はかけがえのない故郷です。未来を築く子どもたちが健やかに成長できる環境をつくるひとつとしてぜひ、ホール付き児童文化会館を建設していただけるよう陳情いたします。</p> <p>以下のような『ホール付き児童文化会館』を建設して下さい。</p> <p>一．子どもたちが創造的な活動を豊かに繰り返し広げられる美術室・工作室・音楽室や、</p>

研究・学習活動が進められるような子どものための図書室・天体観測室を設けてください。また、子どもたちに適切な助言・援助ができる専門的な指導員を配置してください。

- 二. 子どもたちが豊かな生の舞台芸術にふれ、感性を磨く場として、800席程度の中ホールと、身近に人形劇などを楽しめる300～400席程度の小ホールを併設してください。
- 三. 子どもたちが自然に対する理解を深められるよう、児童文化会館周辺には豊かな緑と広場を設けてください。

陳情番号	件名
第 5 号	神奈川県最低賃金改定等について
受理年月日	
28.5.19	

陳情の趣旨
<p>1 . 陳情の趣旨</p> <p>2016年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情致します。</p> <p>(1)経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。</p> <p>(2)最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。</p> <p>国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。</p> <p>公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかること。</p> <p>2 . 陳情の理由</p> <p>政府は2015年11月26日の一億総活躍国民会議において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(案)をまとめた。</p> <p>とりわけ、「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策の中では、「最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起」として、最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。</p> <p>このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図るとしている。</p> <p>一方、2016年春闘は、「底上げ・格差是正」をキーワードとして、3年連続での2%台の賃上げがなされたが、伸び率と金額は共に過去2年に比べて鈍化した。(4月14日連合・4月18日経団連発表)</p> <p>また、今年の特長点としては、中小企業における引上げ額が大手企業の水準を超えるケースや、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金(ベア)の引き上げがなされたことがあげられ、社会的な課題に対する賃金の引き上げの流れが芽生えつつある。</p>

2015年度の神奈川県最低賃金の水準は905円です。この水準を年収換算すると約189万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準です。
(法定労働時間173.8時間×12ヶ月)

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させる必要があります。

その実現にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること。公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかることが、求められています。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、国に意見書を提出されますようお願い致します。

以上

陳情番号	件名
第 6 号	朝鮮民主主義人民共和国への非難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <p>下記の事項について、市に働きかけられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 在日朝鮮人へのより一層の風当たりを懸念し、彼らの人権擁護及びこれに係る啓発を、より一層強化すること。 2 . 在日朝鮮人をはじめとする外国人に対する所謂ヘイトスピーチ等の弾圧に対する警戒及び抑制並びにこれに係る啓発を、より一層強化すること。 <p>(陳情理由)</p> <p>平成 2 8 年 1 月 6 日の水爆実験で核実験はもう 4 回目であり、その挙句、2 月 7 日及び 3 月 1 0 日、1 8 日、2 1 日にはミサイルをわが国へ発射した。</p> <p>朝鮮当局へは毅然とした対応が必須である一方、罪なき在日朝鮮人への不当な弾圧は断固として阻止せねばならない。</p> <p>予てより国際社会における朝鮮民主主義人民共和国への批難は強く、また、在日朝鮮人への誤解並びに不当な弾圧及び人権侵害も根強い。</p> <p>今回の核実験で、より一層、在日朝鮮人は肩身の狭い思いを強いられており、彼らへの弾圧も激化しており、日本人の関心も朝鮮批判にばかり終始しており、遍く日本人が朝鮮当局の言動を大義名分に、朝鮮人を一律敵視しており、看過できない。</p> <p>現在行われている、在日朝鮮人をはじめとする外国人への人権擁護及び差別の抑制並びにこれに係る啓発を、より一層強化せねばならない。</p>

陳情番号	件名
第 7 号	外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <p>以下のことを実現するため、下記の案のような意見書を国に提出することを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人等の扶養控除等をはじめとする税制優遇措置において、国外扶養親族の定義を明確化すること。 外国人等の所得控除等をはじめとする税制優遇措置において、所得の審査をより一層厳格化すること。 現在検討されている、外国人等の所得控除等をはじめとする税制優遇措置における、所得の審査の厳格化で相当程度懸念される、地方公共団体職員への法定受託事務上の著しく不当かつ過剰な負担（相当種類の外国語の書類審査）及び責任の転嫁を防止すること。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 国外に親族を持つ外国人又は外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を、日本人のみの世帯に比較し無尽蔵に申請でき、非課税世帯となっている。 1 .により、担税力又は生活実態にそぐわぬ形での課税の不公平が生じている。 会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、平成 2 4 年分の所得税の確定申告等における、扶養控除の申告額等が年間 3 0 0 万円以上となっている者の状況として国外扶養親族も扶養控除の対象としている者の扶養親族の人数は平均で 1 0 . 2 人に上り、扶養親族が 2 6 人のケースもあった。 厳格に徴税又は課税される日本人のみの世帯と外国人を含む世帯との格差が大きく、日本人のワーキングプアの大きな要因となっている。 予てより困窮している地方財政をさらに窮乏させていくため、国の制度を抜本的に改善しなければならない。 また、国外扶養親族の証明の厳格化は実施されつつあるが、地方公共団体職員に法定受託事務上の過負荷をかける懸念もあり、数多の外国語、それも日常会

話に留まらぬ専門性の高い分野を駆使し、当該言語による行政文書を審査するなど、かの南方熊楠先生でない限り不可能である。

7 . 1 . 乃至 6 . は、国の制度の瑕疵であり、地方公共団体では対処できない。

8 . 今後も地方公共団体が存続し、若い世代が希望を持ちながら就労 及び納税できるよう、例えば、下記の案のような意見書の採択が必要と思料される。

陳情番号	件名
第 8 号	相模原市役所庁舎において市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚を 求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 相模原市役所の庁舎並びに市長の執務室及び応接室において市旗、県旗及び国旗の総て(旗を模した図画等の壁への掲示も可)の掲揚を求める。 2 . 相模原市役所における仕事始め及び仕事納めの日の市長の挨拶に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。 3 . 2 . を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、県旗及び市旗の総てを、官公庁の庁舎に加えて代表者の執務室及び応接室に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。 2 . また、国旗、県旗及び市旗の総てを掲揚することは、国、県及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。 3 . 1 . を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。 4 . 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、仕事始め及び仕事納めの日の市長の挨拶にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される。 5 . 4 . の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第 2 小法廷による平成 23 年 5 月 30 日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。

陳情番号	件名
第 9 号	相模原市議会議場において市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚等を求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 相模原市議会議場において、市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚を求める。 2 . 相模原市議会定例会の開会及び閉会に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。 3 . 2 . を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、県旗及び市旗の総てを、議場に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。 2 . また、国旗、県旗及び市旗の総てを掲揚することは、国、県及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。 3 . 1 . を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。 4 . 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、議会定例会の開会及び閉会にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される。 5 . 4 . の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第 2 小法廷による平成 23 年 5 月 30 日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。

陳情番号	件名
第 10 号	相模原市職員任用等の改正を求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <p>下記事項について、市に対して強く厳しく働きかけられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 相模原市正規職員採用試験において、職員募集を民間企業等職務経験者対象枠(自営業、会社経営者、非正規雇用労働者又は公務員の経験を含む)及び障がい者対象枠(知的障がい者及び精神障がい者を含む)として別枠で実施し、併せてこれら総てについて、受験年齢制限の撤廃又は大幅緩和をし、募集人数を大幅に拡充すること。 2 . 中途採用者(新卒採用者以外の者)については、数年程度かけて、段階的に、同年齢及び同学歴の新卒採用者との俸給表における格付けの差異を埋め、昇進等では特例措置により、昇格要件年数等の緩和をすること。 3 . 特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許の所持者に対しては、俸給表における格付けを上乗せすること。 4 . 正規職員採用試験における選考採用、最終合格前の心理学適性検査、提出書類の不要な情報の記載欄(学歴の具体的な学校名、過去の職歴、家族構成、信条)若しくは口述試験における質問又はこれに類するものを根絶し、全募集における競争試験制度を貫徹させること。 5 . 地方公務員法の欠格事項非該当にして4 .の例に拠らず、どうしても採用したくない受験者がいた場合は、一次試験で不合格とすること 6 . 職員互助会若しくは互助組合の廃止又は会費の全額職員負担をさせること。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 特定の年代の雇用情勢が特に劣悪であり、相模原市正規職員の年齢構成の偏りの是正のため、民間企業等職務経験者対象枠及び障がい者対象枠として、正規職員採用試験の年齢要件の撤廃又は大幅緩和をし、募集人数の大幅な拡充が必要である。 2 . 中途採用者については、職歴加算があってもなお、同年齢及び同学歴の新卒採用者と生涯に渡り、俸給表の格付け及び役職等において差が埋まらないと言う、相当程度の冷遇ぶりに苦しめられており、これは看過できぬことであり、是正せねばならない。

- 3 . ごく一部のものを除き、特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許を要する職種においても、特段、俸給表における格付け等について優遇されておらず、これは所謂悪平等であり、却って高度な人材と一般の人材との間で不公平な状況を生んでおり、職員の士気向上及びその他職場環境の整備拡充のためにも、厳正公正たる官公庁としても是正せねばならない。
- 4 . 選考採用では、人物重視等を大義名分にして、結局は好き嫌い人事になるため、厳正公正な学科試験の点数を基調とした競争試験制度が望ましい。応募書類又は口述試験などの質問事項に、現在の受験者の能力又は責任に関係しない事項、例えば学歴の具体的な学校名、過去の職歴、家族構成(家族の職業など論外、民間企業でさえ禁止されている。)、信条などを一切、含めてはならない旨、厚生労働省から通達されているし、社会通念なので、これを順守するのは当然のことである。
- 5 . 官公庁の正規職員の採用に関しては、法令及び例規により、実証に基づく成績・能力主義の厳正公正な競争試験制度を貫徹することが原則ではあるが、官公庁とて民間企業同様に、人選の自由が憲法により保証されており、地方公務員法の欠格事項非該当であっても、筆記試験の点数にかかわらず絶対に欲しくない受験者に関しては、競争試験制度の例に拠らず、市当局が好きに採点できる論作文を問答無用で零点にして、安楽死の如く一次試験(筆記試験)の段階で不合格すべきである。助からぬ受験者に不要な期待をさせ、長期に渡り試験日程に身柄を拘束させ、無駄に足を運ばせ、一方で、口述試験で、収容所のガス室又は保健所のドリームボックスの如くフェイタリティを行った上での不合格では、受験者に甚だ不当な苦痛を与え、その人権を著しく蹂躪し、トラウマを植え付け、人格及び今後の人生を破壊するので、絶対に止めるべきである。
- 6 . 専ら、職員の福利厚生に資する互助会の会費に、市民からの税金を充てることは、社会正義に著しく反するとともに、市民からの強い反感を買うので、止めるべきである。

陳情番号	件名
第 11 号	市職員執務室の個室等の除去について
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <p>下記の事項について、市に働きかけられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 市役所及び出先機関等における相模原市職員の執務室を、一律大部屋にすること。 その際、市長を含む要職の個室の一切を除去し、開かれた執務室の構築をすること。 <p>(陳情理由)</p> <p>職員の不正又は執務様態不良を予防し、相模原市政を開かれたものにするため、相模原市職員の執務室を一律大部屋とすべきである。</p> <p>開かれた執務室では、常に利用者を意識することで、職員の執務様態及び法令順守に係る意識の向上とともに、利用者からの信頼も期待できる。</p> <p>また、利用者にとって、目的の部署を探し易く、さらに役所の敷居を低くし、親近感も得られ、利用者と市職員との距離も近くなる。</p> <p>現に、埼玉県北本市では、市長改選に伴い、現王園孝昭市長本人の執務室も含め、通常の執務室が一律大部屋へ解放されおり、絶賛されている。</p> <p>会議室並びに来客若しくは来談者の控室及び相談室を除く、通常の執務室を一律大部屋にすることを、多くの地方公共団体が避けているが、職務上も物理的にも、決して不可能若しくは相当困難ではないことを、現王園孝昭市長率いる普通地方公共団体である埼玉県北本市が実証している。</p>

陳情番号	件名
第 12 号	障がい表記へ改めることを求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <p>1. 市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)障がい者に係る障がいを意味する文言において、日本語表記を「障がい」へ、外国語表記を「handicapped」へ改めること。</p> <p>(2)給付金等の福祉サービス、障害者手帳等の福祉制度、部署名又は例規等若しくは法令に係る部分については、その機構改革又は改廃若しくは制定時などの機会を利用して、徐々に改めること。</p> <p>2. 1. (1)及び(2)を求める意見書を、県及び国に対して提出されたい。</p> <p>(陳情理由)</p> <p>1. わが国においても、障がい者に係る障がいを意味する文言について「障害」又は「disorder」、「disabled」若しくは「disabilities」などと表記することが、障がい者差別の一環として禁忌されるようになってから久しいものでございます。そもそも、差別とは、行為者のそのつもりの有無を問わず、被行為者が被害者意識を持った時点で成立するので、やはり当事者たちの視点では差別と解されます。</p> <p>2. また、各種公文書等においても、常用外漢字を禁忌する動きが浸透しており、「漏洩」を「漏えい」に、「乖離」を「かい離」に、「島嶼部」を「島しょ部」などと表記を改めてから久しいものです。</p> <p>3. また、漢字の難易度の如何を問わず、正式な地方公共団体名などにおいても、「つくば市」、「つくばみらい市」、「ひたちなか市」、「かすみがうら市」、「さいたま市」など、敢えて平仮名表記にしている箇所も増えています。とても、可愛らしく、素敵だと存じ上げます。</p> <p>4. 当初は、部分的又は総ての平仮名表記に対して違和感を唱える声も多かったのですが、やがて浸透し、大変可愛らしい、親しみが持てる、優しい感じがする、などと言う具合に、好評を博しております。とても素敵なおことと存じ上げます。</p> <p>5. そして、「障害」表記ですと、予てよりのご指摘通り、障がい者が「邪魔者」、「厄介な者」若しくは「何か得体の知れぬ怖い者」又は障がい自体が「他人様</p>

に対する社会的な障壁」かのような誤解を与えかねない表現であり、障がい者及びその介助者等のわたくしども障がい当事者に、長年にわたり相当な精神的苦痛を与えてきたのも事実でございます。とても、とても、苦しんでおります。

- 6 . 市、県及び国で、障がい者の障がいに係る「障害」表記等が、「相模原市福祉部障害政策課」、「障害福祉サービス課」、「障害者手帳」、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課」及び「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」の如く炸裂しています。
- 7 . 非当事者の視点での共生社会などが連呼されておりますが、真摯にこれを目指すのならば、その基本である言葉の上での差別を無くすべきであります。

陳情番号	件名
第 13 号	国に動物の殺処分を禁止にすることを求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 保健所等における収容動物の殺処分を原則禁止することを求める。 2 . 収容動物が致死性若しくは伝染性の高い疾病等に罹患し、又は著しく狂暴な性質である場合など、社会通念上正当な理由がある場合は、殺処分もやむを得ない。 3 . 1 . の実現のために、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正を求める。 4 . これらを全国的に反映させるためにも、動物の愛護及び管理に関する法律を改正する旨、地方自治法第 9 9 条に基づく意見書を国へ提出することを求める。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 予てより、全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに殺処分され続けている。ボランティアの方々の尽力により、結果として横浜市を除く神奈川県所管では現在は皆無だが、一時的な応急処置にすぎず、制度の抜本改革が必須である。 2 . これは、専ら人間の勝手な行動により、元々飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界に曝された拳句、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しく蹂躪する残虐非道たる行為である。 3 . 当該施設は、かのナチス・ドイツのアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所と何ら変わらない。 4 . 収容動物は、決して安楽死ではなく、意識清明な状態で、多くを金網袋にまとめて押し込められるのだが、猛烈な恐怖のあまり激しく鳴き叫び、抵抗し、周囲の壁には爪のひっかけ傷が残るくらいであり、狭い真っ暗な金属製の箱＝毒ガス室に詰め込まれ、ガスを注入され、もがき苦しみ、激しく痙攣し、失禁及び嘔吐し、白目をむき、じわじわと死に至り、処分直後に床が崩れ、当該ガス室直下のさらなる箱に乱暴に落下し、焼却され、紛碎された石灰の如く骨が残る。 5 . 2 . から 4 . は動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。 6 . よって、殺処分の根拠となる相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正

が必要となる。

- 7 . これらの全国への波及のためにも、動物の愛護及び管理に関する法律の改正も併せて必要となる。

陳情番号	件名
第 14 号	相模原市立図書館取扱図書の規制の強化並びに県に有害図書の定義の広汎化及び例規の改正を求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 相模原市立図書館取扱図書の規制の強化のため、相模原市の例規の改正を求める。 2 . 1 . に際し有害図書の定義の広汎化のため、神奈川県青少年保護育成条例の改正等に係る神奈川県に対する意見書の提出を求める。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 予てより、相模原市立図書館をはじめ、全国の公立図書館において、これの中立公正及び不偏不党たる立場を悪用し、又は表現の自由若しくは知る権利を笠に着た、所謂アヴァンギャルドをはじめとする、青少年の健全たる育成並びに治安の維持及び向上を著しく害する、極悪非道にして過激たる不貞、猟奇的、暴力的若しくは性的な行為の描写を含み、又はこれを著しく不当に助長、賛美し、若しくは正当化する数多の図書が資料として収納され、これが公開され、若しくは貸出しされているが、神奈川県青少年保護育成条例が包括的に有害図書と指定できるのは図画等に限定されている。 2 . 相模原市立図書館において、図書等の資料を、その内容を理由に除籍し、又はその収集の禁止若しくは贈与の拒絶をする際には、これが有害図書に指定されていないなければならない。 3 . 相模原市立図書館において、数多に氾濫する活字情報による実質的な有害図書を、制度上の有害図書へ個別指定させることは、非現実的である。 4 . これらを打破するには、仮令、活字情報のみであっても有害図書へ包括指定できるように、神奈川県青少年保護育成条例等を改正する必要がある。 5 . 一方で、仮令、有害図書の指定がなくとも、相模原市立図書館の裁量で有害図書に類するとされたものを有害図書と見做すことができるように、相模原市の例規を改正する必要がある。 6 . 制度上の有害図書の定義の広汎化により、相模原市立図書館に限らず、あらゆる図書取扱事業において、青少年の健全たる育成並びに治安の維持及び向上を著しく害する、極悪非道にして過激たる不貞、猟奇的、暴力的若しくは性的な行為の描写を含み、又はこれを著しく不当に助長、賛美し、若しくは正当化する図書を排除し易くなる。

陳情番号	件名
第 15 号	義務教育課程における平和教育に係る課題図書について
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <p>市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 義務教育課程において平和教育の一環として、広島原爆被爆者による自伝である漫画「はだしのゲン」を課題図書にすること。 2 . 学校図書館及び市立図書館に当該図書を、「平和教育」を思わせるフレーズを含んだ目立つ様態での特別なスペースに置くこと。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 近頃、動物の殺処分及び国政における戦闘的態勢の推進、歪曲した愛国心及び人権意識の助長、アイヌ及び在日朝鮮人への差別及び弾圧並びに戦犯の英霊化及び神格化などを、著しく不当に合理化、擁護若しくは賛美し、又は正当化する情勢が加速しつつある。 2 . また、保守、革新及び中立不問で、日本国民が、己を正当化せしめ、自身に不都合な相手を一律悪と決め付け、又はこれに不当若しくは過剰な怨恨呪詛を抱き、淘汰しようとする傾向に陥りつつある。 3 . そもそも、保守、革新又は中立の何れにおいても、その自由が保障されており、それぞれが平等に良心及び正義に基づく存在である。 4 . しかしながら、保守、革新及び中立の何れに属する者たちにおいても、互いに他者の存在、意見若しくは思想を否定し、又はこれを悪と看做し、杓子定規に怨恨呪詛に充満した「反対」のフレーズの連呼を為す。自身の意見に染めることは、分かり合うことではない。 5 . 如何に各自に正義の意図があろうとも、「反対」を連呼し、又は相手を悪と決め付けた時点で、彼ら自身が、他者を理解しようとも努めない、他者への思い遣り無き攻撃的な悪に転身する。 6 . この悪に、保守も革新も中立もない。 7 . 古き良き昭和の大和魂を取り戻すためにも、今一度、平和教育に尽力する必要がある。異なる意見を認めることが、分かり合うこと。 8 . 動物の殺処分の問題と同様に、この戦争の問題も、活字情報だけでは残念ながら、その悲惨さは伝わらない。

- 9 . 活字だけでも相当に強烈な描写であり、さらに情け容赦ないハードなタッチのイラストも加わった上での暴力描写満載の戦争漫画である「はだしのゲン」にあっては、物議を醸すものの、戦争の悲惨さを直球で伝達する極めて有用なメディアであるとともに、活字及び画像媒体の芸術作品としても至高の傑作図書として知られている。
- 10 . 戦争の悲惨さと併せて命の尊さを学ぶことで、人間形成に相当に良好な影響を与え、将来、真っ当な成人になることと思料される。
- 11 . これにより、わが国における猟奇的又は凶悪な犯罪が減少するとともに、平和的外交へ向けた寄与を為せるものと期待できる。

陳情番号	件名
第 16 号	消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることについて
受理年月日	
28.3.24	

陳情の趣旨
<p>(陳情事項)</p> <p>市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 .わが国における消滅の危機に瀕する言語であるアイヌ語の保全及び継承へ努めること。 2 . 学校図書館及び市立図書館において、アイヌ語に係る図書を、貴重な言語を思わせる目立つ表示を随伴する特別なスペースに置き、各種講習会も併せて開催すること。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . わが国の先住民族であるアイヌ民族の言語であり、世界的に極めて貴重な、他言語からの語彙の借用若しくは継承(例えば、日本語におけるロシア語からの借用では、イクラ(魚卵)「イクラ」、アジト「アジト」、コミンテルン(共産党・暴革派)「コミンテルン」、ノルマ「ノルマ」のようなもの。)を為さず、言語系統においても貴真な、如何なる語族にも属さぬ「孤立した言語」である。 2 . そしてアイヌ語は、予てより国際連合教育科学文化機関によって、消滅危機言語の中でも最悪のランクである「最も深刻な消滅の危機に瀕する言語」に分類されている。 3 . また、正確な数字は把握できないが、純粹なるアイヌ語話者数は、10人未満となっており、その平均年齢も優に80歳を超えているものと思料される。 4 . 仮令、地理的に相当有利な北海道内の大学又は首都圏の言語学を強みとする主要若しくは大規模な大学などの教育機関でさえ、一般人によるアイヌ語の履修は、不可能となっている。現に、道内の大学出身者の陳情者自身も、当該履修はとうとう叶わなかった。無念。 5 . また、当該教育機関における言語学的研究分野においてすら、その関心の対象とされず、淘汰されつつある。(研究又は教育の対象は、良くても精々、北欧言語程度である。) 6 . このままでは、間違いなく我々が生きている間に、アイヌ語は絶滅する。 7 . 文化の要である言語を失うことで、日本国民によるアイヌ文化全般に対する保

全、継承、研究又は教育に対する興味、関心又は意欲も激減し、やがてアイヌ文化そのものが、絶滅してしまうことと思料される。

- 8 . 地方公共団体の地域の如何を問わず、わが国の貴重な先住民族の文化の要であるアイヌ語の消滅を、決して看過してはならない。
- 9 . 教育行政の現場でもある地方行政から、アイヌ語の保全等に力を入れなくてはならない。

陳情番号	件名
第 17 号	HPVワクチン接種後の症状発症者に対する救済支援の意見書提出を求めることについて
受理年月日	
28.5.24	

陳情の趣旨
<p>子宮頸がんワクチン接種後症状発症者は、任意接種の時期も定期接種と同じように勧奨されたため、その数が拡大したと考えられます。</p> <p>平成 25 年 6 月、2 か月で定期接種の勧奨が中止されたほど問題になったものの、翌年 1 月、重篤な副反応を訴える人に対しても厚生労働省は、その症状を「心身の反応」のためとしました。</p> <p>そのような流れがある中、国が指定した協力医療機関（84 箇所）を受診しても丁寧な検査や治療などは受けられず、緊急時に対応してもらうことも難しい状況で、医師に病態を理解してもらえない実態もあります。実際に起こっている症状をきちんと診ていただける病院は全国で 4～5 か所しかないため、遠方受診を強いられ、精神的、金銭的にも困窮しています。</p> <p>救済制度の手続きにおいても、任意接種・定期接種によって申請に違いがあり、また特に任意接種における健康被害救済制度においては、申請にかかる労力、時間、経費が多めで困難を極めています。さらに申請後の審査についても年月がかかりますが、必ずしも認定されるわけではありません。</p> <p>重篤な症状を発症している子どもたちは学校に行くことができず、また軽度の子でも出席日数が足りずに退学せざるを得ない状況になるなど、学習の機会を奪われ、進学することも就職することも難しく、辛く苦しい日々を 4 年、5 年と送っており、不安は生涯にわたるものとなっています。</p> <p>接種主体である基礎自治体としては、全国で 20 以上の自治体が国に代わり独自支援を行っています。一方、全国のほとんどの市町村は全国市長会・全国町村会という組織団体におき、総合賠償補償保険制度予防接種保険に加入していますが、保険内容が分かりづらく、自治体による広報はほぼありません。また、保険料は税金が使われていますが、使用実績もほぼありません。</p> <p>以上のことから私たち子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部は、下記についての意見書を国へ提出することを求めて陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康被害救済の手続きの簡略化、及び迅速な審査。 医療における厚生労働省職員や医師、患者による対策検討会の設置と、県や国

との連携した医療機関の充実。

- 3 . 国による恒久的支援の構築や既存の社会福祉サービス利用のための認定。
(難病や特定疾患、障害者手帳の認定など)
- 4 . 個々のニーズに応じた教育機関の対応や就労の支援。
- 5 . 医師や教員、行政職員への研修、勉強会の実施。

陳情番号	件名
第 18 号	H P V ワクチン接種後症状に関する問題解決について
受理年月日	
28.5.24	

陳情の趣旨
<p>全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会には、被害を訴える患者が北海道から沖縄までおり、平成 28 年 5 月の時点で問い合わせは 3,000 件を超え、登録者は 519 名となっています。神奈川県支部では、県内の被害者本人や家族が情報収集と共有、広報を通じて子宮頸がんワクチン(以下、H P V ワクチン)の問題性を提議し、接種被害者の支援救済を求め活動をしています。</p> <p>症状を発症している多くは 10 代の子どもと成人女性であり、H P V ワクチン接種前は皆元気に学校や職場に通っていましたが、接種後に歩行機能や認知機能の低下、不随意運動、末梢神経や免疫機能の異常など多岐にわたる症状が現れています。</p> <p>発症までの期間はさまざま、症状は日内変動も大きく、時系列的にも変化するため、多くの医療現場において病態の診断や治療が困難な状況にあります。また県内には H P V ワクチンの症状として診療する医師がほとんどいないため、診療を受けても症状の改善は難しく、遠方受診を強いられ、精神的、金銭的にも困窮しています。</p> <p>緊急促進事業(平成 23 年から平成 25 年)における任意接種の場合は国の機構法で適用、定期接種の場合は予防接種法により救済するとされています。しかし症状が多岐でさまざまな医療機関で受診しているため特に任意接種の申請の手続きが煩雑で、診断書等を医師の理解不足により書いてもらえないことや、審査機関による確認等も長期化し、支給決定までに大変な時間を要します。また多大な労力と長い時間と費用をかけても必ずしも認定されるわけではありません。</p> <p>子どもたちは学校に行きたくても行くことができず、それぞれがおかれた環境の中において理解が広まらないこともあり、学習、進学、就職が難しく、辛く苦しい日々を 4 年、5 年と送っています。</p> <p>以上をふまえ、私たち全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部は、相模原市において下記の事項に対応していただきたく陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 国に対して、H P V ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済支給決定の迅速化の要望 2 . 学校において個々へのきめ細やかな対応や、進学・就労支援のための継続的な

議論

3．市内におけるアンケート等による調査の実施

陳情番号	件名
第 19 号	「動物愛護センター」の早期設置を求めることについて
受理年月日	
28.5.25	

陳情の趣旨
<p>陳情内容; 「動物愛護センター」の早期の設置を要望します。</p> <p>私たち「たんぼぼの里」は、相模原市の協働事業の提案制度に則り、平成24年に「猫の相談会と譲渡会 in 相模原」を提案し、採択されました。私たちは、長年この相模原の地で動物愛護活動に携わっていますが、近年無責任な動物の飼い方をされる方が多く、その結果市民同士のトラブルが発生し、行政への苦情相談も一ヶ月に80件にも上る状況です。これは異常な状況であり、「人間と動物が共生するまちづくり」の方向性を大きく逸脱しています。この問題こそが、行政と住民が協働して解決するテーマであると考えたからです。</p> <p>25年～27年まで3年間、延べ66回の相談会と33回の譲渡会(月2回の相談会と1回の譲渡会)を実施しましたが、相談数は200件を超えました。1年目よりは2年目、2年目よりは3年目と、この相談会が周知された結果でしょうか、相談数が毎年多くなってきました。3年目は緑区、特に旧津久井地域の高齢者の方からの相談が多く、民生委員の方が同行する例もありました。又、高齢独居の方の病気入院により、飼い犬・猫を手放さざるを得ない状況も発生しました。多頭飼い崩壊の一步手前で相談に来られる方もかなりの件数見受けられました。これらの相談を解決するため、私たちボランティアは、殺処分ではなく、譲渡の方向に進められるよう、犬猫を分散して自宅に保護し、譲渡まで繁げてきました。</p> <p>3年間の協働事業は28年3月で終了し、28年度からは「人と猫との共生社会支援事業」として市の事業となっています。これまでの実績を踏まえて、私たちも協力を厭うものではありませんが、現状のままでは余りにもボランティアの負担が大きく、継続的な支援はかなり困難を来しています。この事業をしっかりと市の事業として位置づけるには、「動物愛護センター」の設置が是非とも必要です。</p> <p>この「動物愛護センター」には、以下の機能を求めます。</p> <p>A．相談会に持ち込まれた猫達の保護と保護猫の譲渡会の場</p> <p>B．「人と猫との共生社会支援事業」をボランティアの立場から継続的に支援</p>

する場

- C . 学校教育と連携し、未来のこどもたちや市民が「命の教育」を学ぶ場
- D . 市民の動物愛護行政への意識啓発や動物愛護推進委員、ボランティアの育成の場
- E . 災害時に動物対策本部を置く場

私たち市民ボランティアも、小さな動物たちと穏やかに共生できる「潤いのある住みやすいまち」をめざして、相模原市の発展に貢献できるよう力を尽くしますので、政令指定都市として、県の動物愛護センターに頼らず、「人と猫との共生社会支援事業」を行う相模原市が、動物愛護行政を推進する拠点としての動物愛護センターを早期に設置されることを強く求めることを陳情いたします。

陳情番号	件名
第 20 号	所得税法第 5 6 条の廃止について
受理年月日	
28.5.25	

陳情の趣旨
<p>【陳情趣旨】</p> <p>地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 5 6 条「事業主の配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認めていません。</p> <p>家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は最大で年間 8 6 万円、配偶者以外の家族従業者は最大で年間 5 0 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。家族従業者は、このわずかな控除額が所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも自立が困難な状況となっています。こうした現状は、家族従業者の多くは女性であり、業者婦人の地位向上を妨げる要因となっています。</p> <p>一方、所得税法第 5 7 条では、青色申告を選択することで専従者として給与の支払いを受けることができますが、青色申告は税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。また、ダブルワークなど家業の他に仕事をすると事業に専従していない為、給与が認められないのです。平成 2 3 年 1 1 月に成立した国税通則法の改正により、平成 2 6 年 1 月から全ての白色申告者へも記帳が義務化されており、所得税法 5 7 条による差別は認められません。</p> <p>今年の 2 月に開催された第 6 3 会期国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」と勧告しました。その後の国会質疑では、昨年末に閣議決定した第 4 次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第 5 6 条が含まれると表明され、政府は「検討していかねばならない」と答弁しています。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第 5 6 条は廃止すべきと、全国で 4 4 5 自治体が国への意見書を採択（4 月 1 5 日現在）しており、国連の勧告を受けて、この運動が大きく広がりを見せ、6 月議会へ向けて全国の自治体で請願陳情書が提出されています。</p> <p>神奈川県では三浦市、葉山町の 2 市町で意見書を採択していますが、神奈川県議会をはじめ、3 0 市町村で審議がおこなわれる予定です。</p> <p>世界の主要国では家族従事者の人格・人権・労働を正當に評価し、その働き分を</p>

必要経費に認めています。家族従事者の人権保障の基礎をつくるためにも、早急に所得税法第56条を廃止するよう国に対し早見書を提出していただけますよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 1．所得税法第56条の廃止を求める意見書を、国に提出してください。